

生活保護のてびき



令和5年7月作成

東京都西多摩福祉事務所

電話：0428-22-1165/1179
青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎2階

この冊子は大切に保管してください

1. 生活保護の概要

○生活保護とは

病気や高齢で働けなくなった、生計の中心となる人が亡くなったなど、さまざまな事情によって生活に困っている世帯に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立できるよう手助けする制度であり、生活に困窮する方が生活保護を受けることは国民の権利です。

○居住地保護の原則

生活保護は、現在住んでいる場所（居住地）を管轄する福祉事務所で受けることとなります。住民登録の有無とは関係ありません。

○世帯単位の原則

生活保護では、同じ世帯にいるのに一人だけ保護を受けることは原則としてできません。一緒に暮らしている人全員で保護が必要かどうかを判断します。

ただし、国で定めた要件に該当する場合は、別の世帯として取り扱う場合があります。

<例>



あなたが、御両親と同居している場合、あなた、お父様、お母様の**3人世帯**として、保護を適用することとなります。

両親と同居していますが、自分だけ保護を受けたいです。

○外国人の方の取扱い

生活保護法の対象ではありませんが、一定の要件に該当する方は、生活保護法に準じた給付を受けることができます。

○暴力団員の取扱い

暴力団員は保護を受けることができません。暴力団員及び暴力団員であることが疑われる方に対しては、警察へ照会することもあります。

2. 保護の要件等

○補足性の原理

収入、資産、能力その他あらゆるものを、生活のために活用して、それでも最低限度の生活費が足りない場合に、その足りない部分を補います。

資産の活用

現金・預貯金・有価証券・不動産・自動車・バイク・生命保険など

稼働能力の活用

健康状態や年齢、能力に応じて働く必要があります。

他法活用

雇用保険・健康保険・各種年金・手当など、他の社会保障制度の活用

※特定の要件に該当する場合は認められることもあります。

※収入は給与・賞与などの就労収入から仕送り、借入金などすべての収入を含みます。

収入、資産については福祉事務所に届け出る義務があります。生活保護開始後に収入、資産を活用できたときは、保護費の返還を求めることがあります。

収入の例

- ・知り合い等から借りたお金
- ・知り合いに貸した後、自分のもとに返済されたお金
- ・親族等が援助してくれたお金
- ・手当、助成金、町・村からの入金
- ・生命保険・共済から出る入院給付金、通院給付金、割戻金、解約返戻金等
- ・年金、企業年金等
- ・健康保険料や介護保険料、高額療養費、高額介護サービス費、税金の還付
- ・銀行口座に入金があったが心当たりのないお金、分配金、配当金
- ・動産・不動産を売却して得たお金、フリマアプリの収入等
- ・交通事故等の慰謝料、見舞金等
- ・著作権や電柱敷地料等の収入
- ・賞与・ボーナス、給料、謝礼、退職金、失業給付、休業手当
- ・香典、祝い金、相続したお金
- ・金券、クオカード、商品券
- ・敷金の返還金、病院から返還された入院保障金
- ・NHKからの入金 など

上記に挙げたものは一例ですが、上記のような収入がない場合でも、当所が就労可能と判断した方は毎月、当所が就労不可能と判断した方は最低1年に1回、無収入申告書を提出していただく必要があります。

当所が就労可能と判断した方で収入がない方については、毎月無収入申告書と併せて求職活動状況申告書をご提出ください。

保護申請時、請求されている家賃、入院費や光熱費などの費用の支払いのために手元に残している金額は、支払いがされず実際に手元に残っている限りは（一定金額以上は）収入として認定されます。

○扶養義務者の扶養について

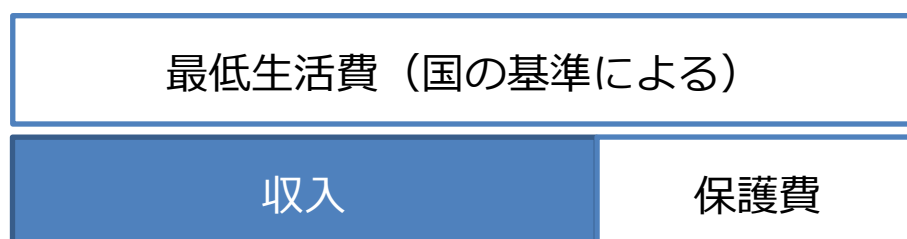
扶養義務者による扶養は生活保護に優先されます。ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています。

扶養義務の履行が期待できない扶養義務者がいる場合には、面接相談員にその事情をご相談ください。

3. 保護費の決定

○保護費の決め方

国の定める基準によって計算された、1か月生活するのに必要な最低限度のお金（最低生活費※）と世帯の収入を比較し、収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分を補うために生活保護費が支給されます。



※世帯員の年齢、人数、地域によって異なります。また、居宅、入院、施設入所によっても異なります。

したがって、世帯の収入が最低生活費を上回った場合には、生活保護が補う部分がなくなるため、保護費は支給されず、収入額によって生活保護が停止、廃止となる場合があります。

4. 生活保護で受けられるもの

受けられる保護の種類は8種類あります。詳細は職員（担当ケースワーカー）に聞いてください。実際に受ける保護の種類は、世帯によって異なります。

生活扶助

- ・食費
- ・光熱水費
- ・被服費
- ・その他生活費

住宅扶助

- ・家賃、地代
- ・契約更新料、敷金

教育扶助

- ・義務教育費用
- ・給食費
- ・学用品費

医療扶助

- ・医療費（※）
- ・通院交通費
- ・治療材料費

介護扶助

- ・介護サービスのお金

生業扶助

- ・高校等のお金
- ・就労に必要な資格取得のためのお金

※保険診療の範囲内に限ります。

出産扶助

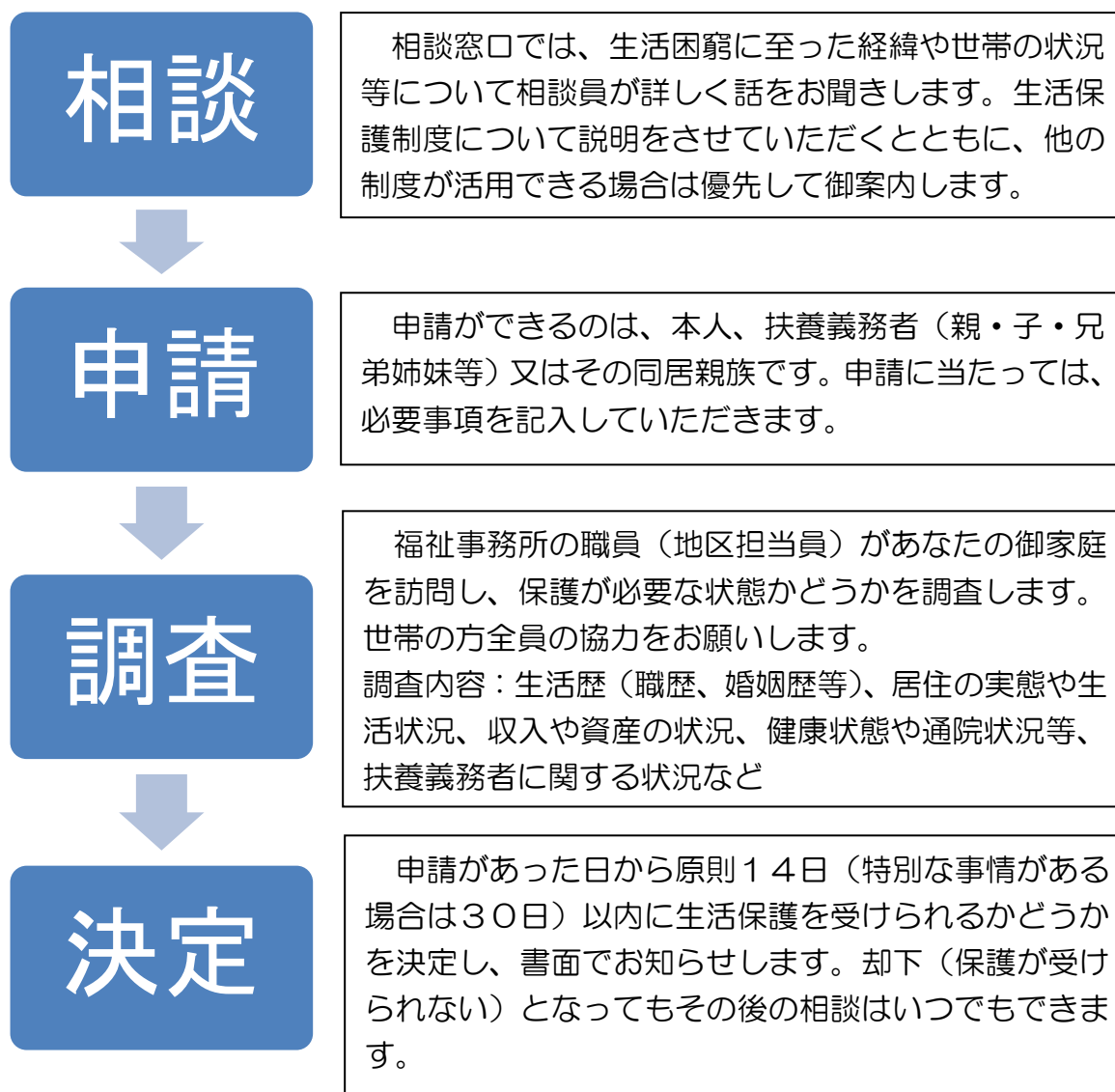
- ・出産費用（※）

葬祭扶助

- ・火葬費用

※入院助産制度が優先されます。

5. 保護申請から決定までの流れ



○地区担当員（ケースワーカー）とは

家庭訪問などを通じて、あなたの生活上の悩み事の相談に乗ったり、生活の維持向上、将来の自立に向けた様々な援助を行う福祉事務所の職員です。お住まいの地域ごとに地区担当員が決まっています。家庭訪問などで知りえた秘密は固く守りますので、何でも遠慮なく相談してください。また、地区担当員を通じて福祉事務所から送付する書類には、必ず目を通してください。

○民生委員とは

民生委員は、福祉事務所などの仕事に協力してくれる無報酬のボランティアです。それぞれの地域で福祉活動を行っており、家庭訪問をすることもあります。必要に応じて気軽に相談してください。

6. 保護申請に際しての注意点

○保護申請中に病院にかかる場合

保護申請中に病院にかかる場合は、受診した病院に保護申請中であることをお伝えください。

社会保険証をお持ちの場合は申請中であることを伝えた上で、お使いください。



社会保険証、自立支援医療証、
難病指定医療証をお持ちの方は
提示してください。



生活保護法の指定医療機関（町村
役場又は福祉事務所で確認してく
ださい）で受診してください。

○家賃が基準を超える場合

生活保護で支給できる家賃の上限額は決まっています。上限額を超えている場合は、基準内の物件に転宅していただく場合もあります。詳しくは御相談ください。



○訪問活動に御協力ください。

ケースワーカーは、保護の適切な実施のため、年数回御自宅を訪問させていただきます。保護の決定ができなくなるため、正当な理由なく、訪問を拒むことはできませんので、御了承ください。



7. よくある質問と回答

Q. 自動車、バイクを保有することはできますか。

A. 原則保有は認められません。処分していただく必要があります。

ただし、一定の要件を満たせば保有を認められます。詳しくは福祉事務所へ御相談ください。



Q. 持ち家があっても生活保護を受けられますか。

A. 一般的な居住用不動産であれば、受けられます。

ただし、処分価値が大きい場合は、保有が認められないことがあります。高齢者については、別の制度（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を利用してもらう場合があります。



Q. 住宅ローンがあっても生活保護を受けられますか。

A. 原則受けられません。

保護費で住宅ローンを返済することは、生活保護の趣旨に反するので、原則認められません。詳しくは、福祉事務所へ御相談ください。



Q. 借金があっても生活保護を受けられますか。

A. 受けられます。

保護費で借金を返済することは困難なので、任意整理や自己破産で債務を整理することをおすすめします。

法テラスコールセンター(0570-078374)

